

## 三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第8条第2項中「当該委員会」を「当該委員の委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第8条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第22条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を「（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第30条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任、記録の作成等に関し必要な事項を定めるとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。<u>ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って<u>当該委員の委員会</u>の所属を変更することができる。<u>ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。</u></p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。</p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って<u>当該委員会</u>の所属を変更することができる。</p> <p>3 <u>前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。</u></p>
<p>(議会運営委員及び特別委員の辞任)</p> <p>第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。<u>ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(議会運営委員及び特別委員の辞任)</p> <p>第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。</p>
<p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 委員会において地方自治法<u>（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）</u>、三鷹市議会会議規則（昭和42年三鷹市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p>	<p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 委員会において地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>、三鷹市議会会議規則（昭和42年三鷹市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わない</p>

<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。</p>	<p>ときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。</p>
<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。</p> <p><u>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 前2項の記録は、議長が保管する。</u></p>	<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。</p> <p><u>2 前項の記録は、議長が保管する。</u></p>